

議案第 1 2 1 号

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定
について

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 川崎市保育・子育て総合支援センター条例（令和元年川崎市条例第 1
2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

川崎市多摩区保育・子育て総合支援センター	川崎市多摩区生田 2 丁目 1 4 番 5 号
----------------------	-------------------------

第 3 条第 4 号中「関すること」の次に「（川崎市多摩区保育・子育て総合
支援センターを除く。）」を加える。

第 2 条 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を次のように改正す
る。

第 3 条第 4 号中「（川崎市多摩区保育・子育て総合支援センターを除く。）」
を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(川崎市保育園条例の一部改正)

2 川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市菅保育園	川崎市多摩区菅1丁目5番24号
川崎市土淵保育園	川崎市多摩区生田2丁目14番5号

」

を

「

川崎市菅保育園	川崎市多摩区菅1丁目5番24号
---------	-----------------

」

に改める。

参考資料

制 定 要 旨

多摩区保育・子育て総合支援センターを新設するため、この条例を制定するものである。